

住生活基本計画とは

1 概要

住生活基本計画とは、国民の住生活の安定と向上を図るため「住生活基本法（平成 18 年法律第 61 号）」に基づき策定する、住宅政策における最上位の計画である。今後 10 年間に取り組むべき施策や向かうべき方向性等を示しており、社会情勢等の変化を踏まえ、概ね 5 年ごとに見直しが行われている。

なお、国は国民の住宅の安定確保や生活環境の向上を目指す基本的な指針となる「全国計画」を策定し、都道府県はその全国計画に即して、各地域内の特性等に応じた「都道府県計画」を定めることとされている。

2 住生活基本計画に定めるべき事項（都道府県計画）

住生活基本計画（都道府県計画）については、次の事項を定めることとされている。

項 目	現・県計画(R4 年 3 月)における主な掲載箇所
○計画期間	第 1 章：愛媛県住生活基本計画の目的と位置づけ
○基本的な方針	第 2 章：愛媛県の住生活を取り巻く現状と課題 第 3 章：住宅政策の基本理念と重視する視点
○住生活の安定確保・向上に関する目標	第 4 章：愛媛県における住宅政策の方向
○目標を達成するための施策	
○公営住宅の供給目標量	【参考】愛媛県の公営住宅の状況等について
○施策を総合的かつ計画的に推進していくために必要な事項	第 5 章：計画の実現に向けて

3 住生活基本計画（都道府県計画）の主な役割

(1) 県内の住生活に関し取り組むべき基本的な方針

すべての県民が安心して住宅を確保でき、健康で豊かな暮らしを送ることができるよう、住宅・建築分野を基幹としつつ、福祉・都市計画・産業経済・環境等の関係分野との連携・協調のもと、行政機関（県や市町）はもとより民間事業者や一般県民とも一体となって取り組むべき基本的な方針を示す。

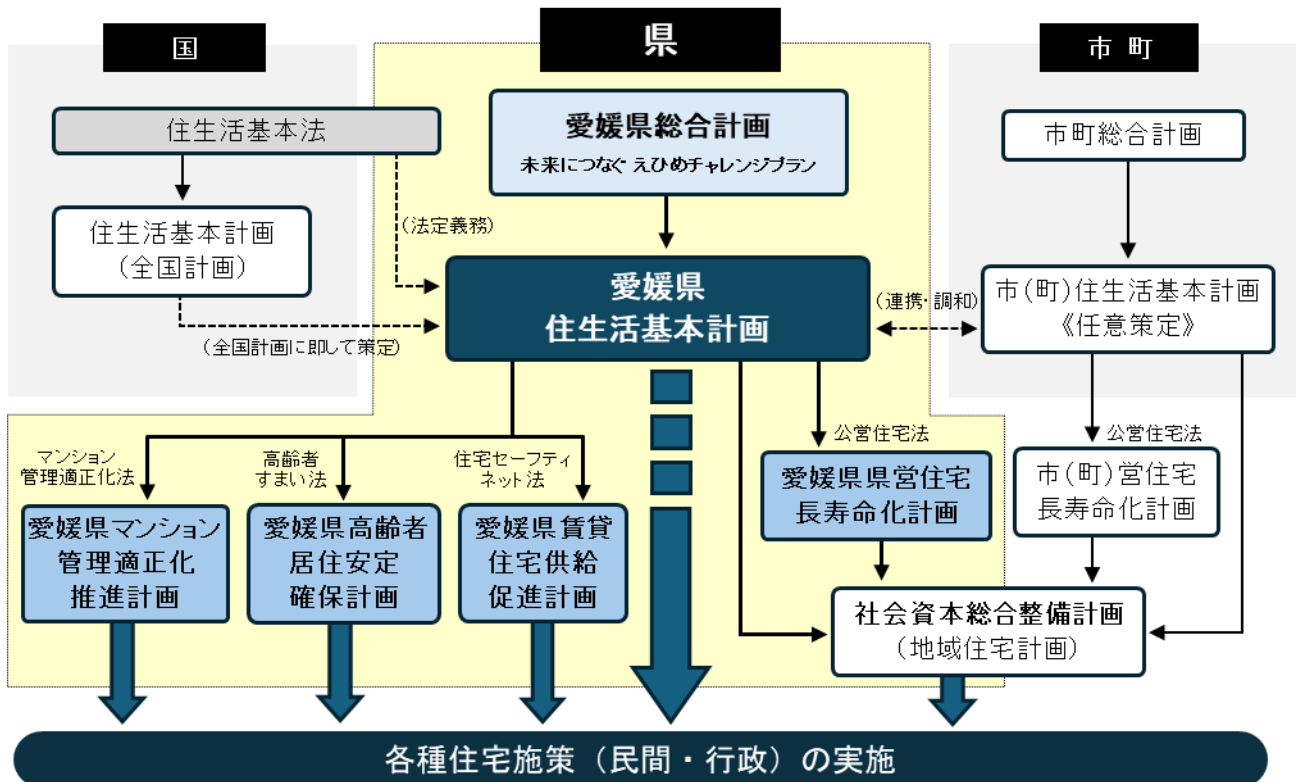
(2) 具体的な目標設定

県内の実情や特性を踏まえた住宅政策の中長期的なビジョンを示すと共に、具体的な目標と成果指標を定めることで、関係するすべての方に対し、どのような状態が実現すればいいのかを共有できるようにし、定量的な指標で分析・評価ができるようにする。

(3) 県内市町の補完機能

具体的な住宅施策のビジョンを示すことで、単独では十分な施策を実施することが困難な市町について、県と市（町）間だけでなく、市町間の連携施策もスムーズに展開することができるよう県内市町の補完的な役割を果たす。

4 愛媛県住生活基本計画の位置付け



5 意見聴取について

策定委員会においては、愛媛県住生活基本計画に併せ、本計画に密接に関係する計画のうち、原則として以下に掲げるものについて意見を徴することとしている。

(1) 愛媛県県営住宅長寿命化計画

「低額所得者かつ住宅困窮者」に対する公営住宅施策に関すること。

- 公営住宅の供給目標量の設定に関すること
- 公営住宅の成果指標に関すること
- 公営住宅の在り方に関すること。

(2) 愛媛県高齢者居住安定確保計画

「支援や配慮が必要な高齢者」に対する居住の安定確保施策に関すること。

- 高齢者に対する住宅の供給目標に関すること
- 目標の実現のために必要な施策に関すること

(3) 愛媛県賃貸住宅供給促進計画

「住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯など）」に対する賃貸住宅の円滑な入居支援等に関すること。

- 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅（※）の供給目標に関すること。

（※）・セーフティネット登録住宅

（住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅）

・居住サポート住宅

（大家と居住支援法人が連携し、高齢者や障害者などの入居者に、安否確認や見守り、福祉サービスへのつなぎといった生活支援を提供する賃貸住宅）

◆ 住生活基本計画等 策定スケジュール

